

宇美町立小・中学校
業務量管理・健康確保措置実施計画

令和8年4月1日
宇美町教育委員会

目 次

- 1 計画の趣旨・現状・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 3

- 2 目 標・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 4

- 3 計画の期間・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 5

- 4 実施する業務量管理・健康確保措置の内容・・・・ 5

- 5 関連する取組、今後のフォローアップについて・ 7

1 計画の趣旨、現状

(1) 計画の趣旨

学校における教職員の健康・福祉の確保に係る取組を推進していく目的については、中央教育審議会答申「令和の日本型学校教育」を担う質の高い教師の確保のための環境整備に関する総合的な方策について（答申）」（令和6年8月27日）の中で示された。その内容を整理すると、次の3点にまとめられる。

- ① 教職員の健康を守ることはもとより、日々の生活の質や教職人生を豊かにするなど教職員のウェルビーイングを向上させるため。
- ② 自らの人間性や創造性を高め、その意欲と能力が最大限発揮できる勤務環境を整備し、教職員がその高い専門性を大いに発揮できるようにすることにより、こどもに対してよりよい教育を行うことができるようにするため。
- ③ 教職員の健康・福祉の確保に係る取組により創出した時間も活用しつつ、教職生涯を通じて新しい知識・技能等を学び続け資質能力の向上を図り、こども一人一人の学びを最大限に引き出す教職員としての役割を果たすため。

つまり、教職員の健康・福祉の確保に係る取組の最終的な目的は、学校教育の質の向上を通じた、「全てのこどもへのよりよい教育の実現」である。

上記の目的に到達するために、本実施計画を策定する。

(2) 宇美町の現状

宇美町では教職員の時間外在校等時間の上限に関する方針として、「宇美町立小中学校管理規則」第35条に「教職員の業務量の適切な管理等」の条項を設け、勤務状況の実態を毎月校長会で示し、教職員の在校等時間の管理及びその縮減に取り組んできた。

こうした取組の結果、宇美町における教職員の時間外在校等時間の状況について、令和6年度は以下の通りであった。

【令和6年度の時間外在校等時間の状況】

	年平均	月45時間を上回る割合	月80時間を上回る割合
小学校	月29.0時間	21.1%	1.6%
中学校	月49.7時間	41.8%	16.2%

小学校においては、月45時間以上を上回る教職員が2割程度いるものの、平均すると29.0時間で抑えられており、80時間を超える教職員はほとんどいない。しかし、中学校においては月45時間を上回る教職員が4割程度おり、80時間を上回る教職員も2割程度いて、平均も月45時間を超える数値となっている。理由としては、部活動や生徒指導、テスト作成・成績処理である。今後、部活動の地域展開を計画通りに推進していくとともに、柔軟な教育課程の編成等、日々の時制の工夫を図ることによって、教職員の質の向上のために必要な時間的余裕を創出することが必要である。

こうしたことを踏まえ、公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法第8条に基づき本計画を策定するものである。

2 目標

本計画において達成をめざす目標は以下の通り。

(1) 時間外在校等時間に関する目標

- ・ 1箇月時間外在校等時間が45時間以上の割合を

小学校平均 17.9%以下にする。

中学校平均 47.7%以下にする。

◇各校の目標（45時間以上の割合 [%]）

	宇美小	宇美東小	原田小	桜原小	井野小	宇美中	宇美東中	宇美南中	ハビネス分校
令和7年度値	23.0	22.2	21.3	29.0	13.6	58.0	59.3	64.7	10.8
目標	20.0	21.0	15.0	20.0	13.6	40.0	48.0	55.0	0.0
平均	17.9					47.7			

- ・ 1年間における1箇月時間外在校等時間の平均時間を

小学校平均 26.9時間程度にする。

中学校平均 44.3時間程度にする。

◇各校の目標（1箇月の時間外在校等時間の平均時間 [時間]）

	宇美小	宇美東小	原田小	桜原小	井野小	宇美中	宇美東中	宇美南中	ハビネス分校
令和7年度値	30.5	30.9	29.8	34.1	24.4	49.9	51.2	59.7	22.6
目標	29.0	29.0	27.0	25.0	24.4	35.0	48.0	50.0	21.3
平均	26.9					44.3			

(2) ワーク・ライフ・バランスや働き甲斐等に関する目標

【カッコ内は令和7年の数値】

- ・ 年間の年次有給休暇の平均取得日数を 14.9 日以上にする。【12.9 日】

◇各校の目標（有給取得日数 [日]）

	宇美小	宇美東小	原田小	桜原小	井野小	宇美中	宇美東中	宇美南中	ハビネス分校
令和7年値	15.9	17.7	15.0	15.2	14.5	8.2	8.9	9.6	12.6
目標	16.9	18.0	17.0	18.5	17.0	10.0	12.0	11.0	13.7
平均	14.9								

- ・ ストレスチェックにおける「仕事や生活の満足度」を令和7年度以上にする。

【令和7年度6.1ポイント】（6年度比±0.0ポイント）

- ・ ストレスチェックにおける「働き甲斐」を令和7年度以上にする。

【令和7年度3.2ポイント】（6年度比±0.0ポイント）

3 計画の期間

令和8年度～令和11年度

なお、年度ごとに取り組み内容を整理し、更新していく。

(2の目標については令和8年度の目標値を設定している)

4 実施する業務量管理・健康確保措置の内容

本町では、本計画期間中の重点事項として、以下の内容に取り組む。

(1) 「業務の3分類」を踏まえた業務の見直し

イ 学校以外が担うべき業務

- ① 登下校時の通学路における日常的な見守り活動等（「3分類」①関係）
 - ・従前から児童生徒の登下校時の見守り活動は、地域コミュニティや地域のボランティアに担っていただいている。

- ② 放課後から夜間などにおける校外の見回り、児童生徒が補導された時の対応（「3分類」②関係）
 - ・夜間のパトロールは地域コミュニティに担っていただいております、学校における自主的な見回りは行っていません。学校との情報共有を行う。
 - ・補導された時の対応については、緊急の措置が必要な特別の場合を除き学校による対応は行っておらず、家庭での指導を徹底していただく。

- ③ 保護者からの過剰な苦情や不当な要求等に学校では対応が困難な事案への対応（「3分類」⑤関係）
 - ・これまでも法的な対応が必要な保護者への対応については、町の顧問弁護士への相談を仲介してきたが、これまで以上に活用できる環境を整備し校長会等で周知していく。

ロ 教師以外が積極的に参画すべき業務

- ④ 調査・統計等への回答（「3分類」⑥関係）
 - ・地教委を通して依頼される調査・統計への回答については、教育委員会で精査し、学校への依頼は必要最小限にしていく。

- ⑤ 校内清掃（「3分類」⑫関係）
 - ・校内清掃の週当たりの実施回数を校長会等で検討し、週時制に余裕を持たせる。

⑥ 部活動（「3分類」⑬関係）

- ・休日の部活動については、地域クラブとしての活動を定着させ地域展開を推進していく。

ハ 教師の業務だが、負担軽減を促進すべき業務

⑦ 支援が必要な児童生徒・家庭への対応（「3分類」⑰関係）

- ・スクールソーシャルワーカーの配置を2名体制とする。
- ・学校支援スタッフの雇用を令和7年度水準で維持し、さらに必要な配置を検討する。

(2) 学校における措置の推進

学校における以下の措置を推進することで、教育職員が担う業務の適正化を図る。

- ・各学校の教育課程における年間総授業時数や週当たり授業時数については、年度当初の計画段階で真に必要な時数となるよう設定する。特に標準時数を大幅に上回って編成されている場合には、指導体制に見合うものとなるよう見直す。
- ・当初のねらいが形骸化し十分な効果が見込めない活動等の見直し、清掃時間・頻度の見直し、放課後の活動時間の勤務時間内での設定など、日課表の工夫を行う。
- ・電話の録音機能を令和8年度中に全校設置する。

(3) 教職員の健康及び福祉の確保に係る取組

教職員の健康及び福祉を確保するため、労働安全衛生法等の規定を遵守するとともに、以下の内容に取組む。

- ① 1箇月時間外在校等時間が80時間を超え、尚且つそれが連続2か月続いた教職員には医師、カウンセラーによる相談支援体制を整える。
- ② ストレスチェックの実施率を100%にし、実施後の集団分析の結果等も活用して職場の環境改善・業務改善を推進していく。
- ③ 学校における定時退校日を週1回以上設定するとともに、連続10日以上のお暇を、2回/年設定する。

5 関連する取組、今後のフォローアップについて

計画の実効性を確保するため、関連する取組や、今後のフォローアップに関する事項について記載する。

- (1) 取組の着実な実行を図るため、各学校の教育職員の時間外在校等時間の状況を把握し、総合教育会議はもちろん、定例教育委員会及び校長会において報告する。
- (2) 時間外在校等時間に係る目標の達成状況については、宇美町で導入している出退勤管理システムで把握し、その他の目標については、年2回実施するストレスチェックの結果から把握する。
- (3) 教育委員会において、各学校の状況を確認し、本計画の内容に照らして課題が見られるときは、当該学校に聞き取り・指導等を実施する。特に、時間外在校等時間が長時間となっている教育職員がいる学校や、業務の持ち帰りや休憩時間の確保が課題となっている学校に対しては、当該年度中に速やかに状況が改善されることをめざし、当該学校に対する個別の支援・指導を実施する。
- (4) 単に月平均の時間外在校等時間に拘ったり、退庁時間を決めて強制的に退庁する取組を行ったりするのではなく、1 (1) の趣旨を踏まえ目的に到達するため、以下の取組を並行して行う。
 - ①スクラップしたり縮減・精選したりする教育活動をボトムアップで抽出する
 - ②「その職」「その校務分掌」でしかできない業務内容を優先した上で、業務内容の割振を適切に行う
 - ③①②を踏まえ、押し並べて2 (1) (2) の目標が達成できるようにする
- (5) 各学校における教職員の健康・福祉の確保に係る取組みが進むよう、様々な機会をとらえ各学校へ本計画の周知を行うとともに、管理職向けにマネジメント等に関する研修を充実させるなど、教育委員会からの支援を強化する。各学校においては、校長をはじめとした管理職のリーダーシップのもと、学校運営協議会における協議等も踏まえつつ、本計画に基づき、教職員の健康・福祉の確保に係る取組を実施する。